

# 保税業務の基礎知識

## (保税初任者研修)

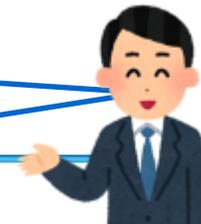
令和5年5月

監視部保税地域監督官

- ◆ 保税地域の種類・機能
- ◆ 保税地域の役割
- ◆ 見本の一時持出
- ◆ 廃棄と滅却
- ◆ 貨物の取扱い
- ◆ 保税運送
- ◆ 貨物の収容能力の増減等(含む工事届)
- ◆ NACCS業務の流れ(輸入・輸出)
- ◆ 税関への情報提供について

# 1 はじめに

「輸入」や「輸出」及び「積戻し」の手続きを、「通関手続」と呼んでいます。



- ① 「輸入」とは ⇒ 外国から到着した貨物を日本国内に引き取ること  
又は、輸出の許可を受けた貨物を日本国内に引き取ること
- ② 「輸出」とは ⇒ 内国貨物を外国に向けて送り出すこと
- ③ 「外国貨物」とは ⇒ 外国から日本に到着した貨物で、輸入の許可を受けていない貨物  
又は、輸出の許可を受けた貨物
- ④ 「内国貨物」とは ⇒ 外国貨物ではない貨物
- ⑤ 「積戻し」とは ⇒ 外国貨物を日本から外国に向けて送り出すこと



- 税関では、主に3つの法律の規定に基づいて業務を行っています。
  - 関税法（関税の徴収、通関手続き、**保税制度** 等）
  - 関税定率法（関税率、特殊関税制度、**減免税制度** 等）
  - 関税暫定措置法（税率の特例、**減免税制度の特例** 等）

# 2 保税地域とは

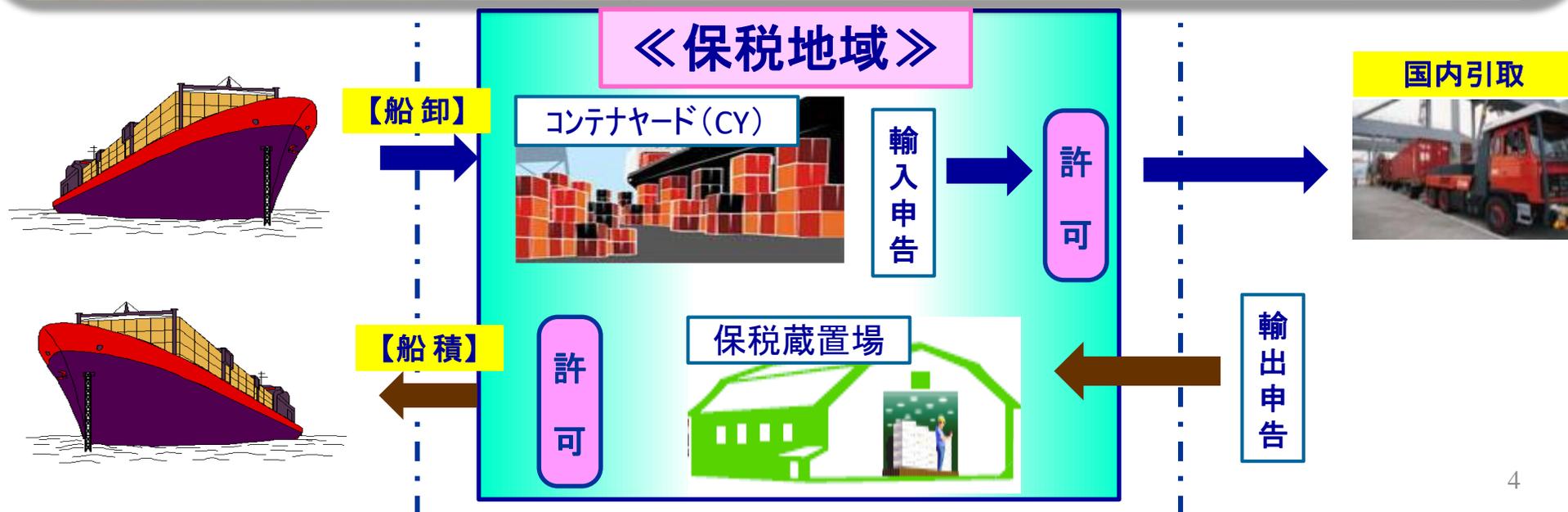
■ 貨物を輸出・輸入するときは、税関長に申告し、税関長の許可を受ける必要があります。

・ 輸入申告は、原則として貨物を「保税地域」に入れた後に行う必要があります。

ここ大事！

・ 輸出申告は、「保税地域」に入れる前に行うことができます。ただし、許可については、保税地域に入れた後となります。

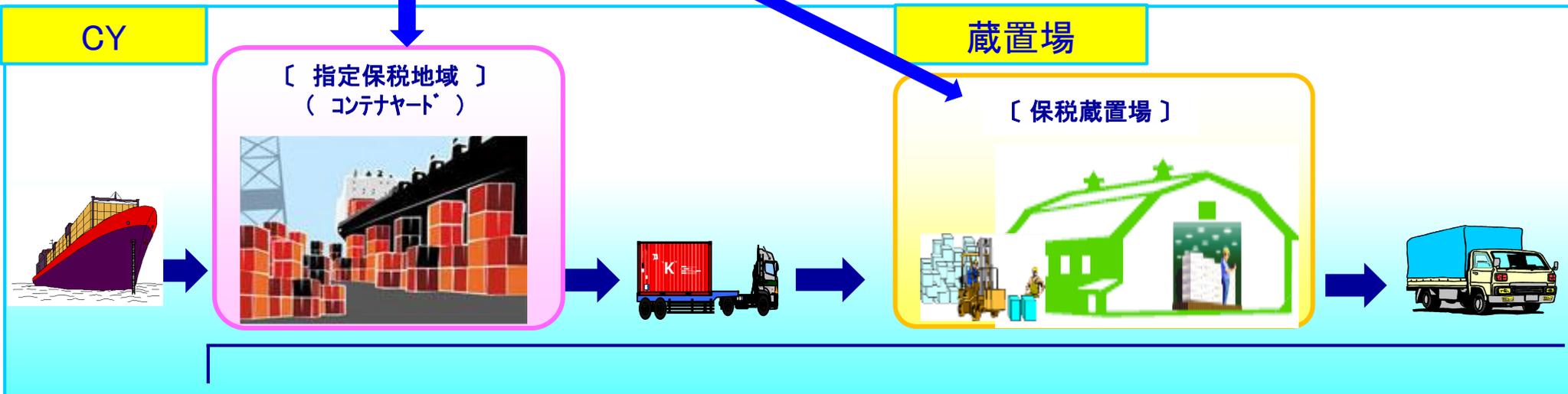
■ 輸入の場合、関税及び消費税等を納付しないと輸入の許可を受けることができません。



# 3 大原則

## ◎ 外国貨物を置く場所の制限

外国貨物は、**保税地域** 以外の場所に置くことができない（法第30条）。

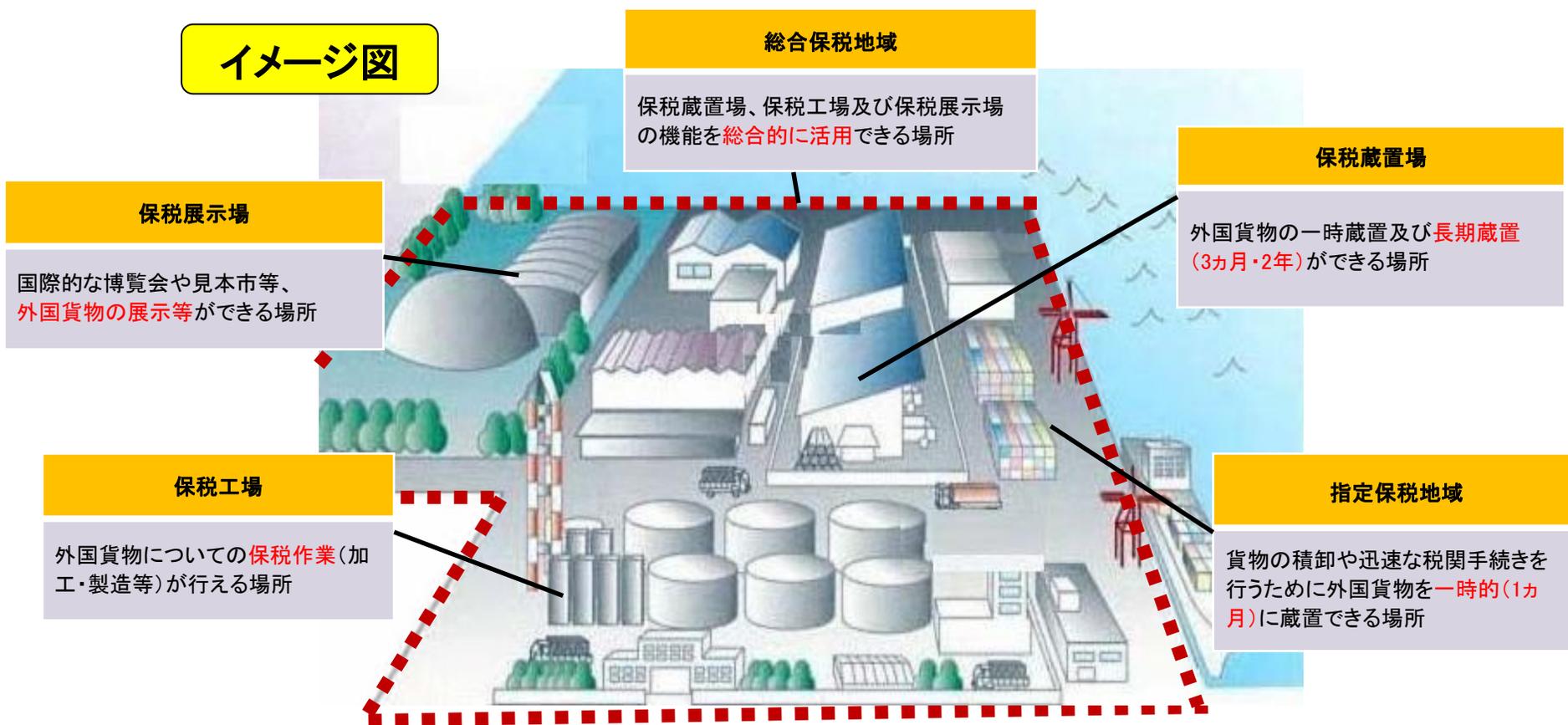


■ 巨大な貨物や大量の貨物等、保税地域に置くことが困難、不適當な場合には法第30条第1項第2号の規定により、税関長が期間・場所を指定して許可した貨物を保税地域以外に置くことができます。

# 4 保税地域の種類・機能①

保税地域は、  
**指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域**  
の5種とする。

## イメージ図



# 5 保税地域の種類・機能②

種類 関係条文	機能	蔵置期間	形式
指定保税地域 【関税法第37条～41条の3】	一時蔵置(通関) 点検・改装・仕分	1ヶ月	<u>財務大臣の指定</u>
保税蔵置場 【関税法第42～49条】	一時蔵置(通関) 長期蔵置(保管) 点検・改装・仕分	3ヶ月 蔵入(IS)承認後2年 (延長可)	<b>税関長の許可</b>
保税工場 【関税法第56～61条の4】	加工・製造 改装・仕分	2年 (延長可)	



■上記のほか、保税展示場と総合保税地域があります。  
また、貨物の取扱件数（輸出入件数）は、指定保税地域、  
**特にコンテナヤードが多くなっています。**

## 保税地域における倉主の義務

倉主：保税地域の許可を受けた者、指定保税地域の貨物管理者

- イ 関税の納付義務(亡失・滅却の場合)
- ロ 貨物の搬出入等に係る記帳義務
- ハ 貨物管理に関する社内管理規定の整備



■社内管理規定はコンプライアンス・プログラムといい、CPという略称で呼ばれます。

# 7 保税地域の役割 ①

## ■ 保税地域がなかったら・・・

◆ **どこからでも**貨物を国内に引き取ることが可能。

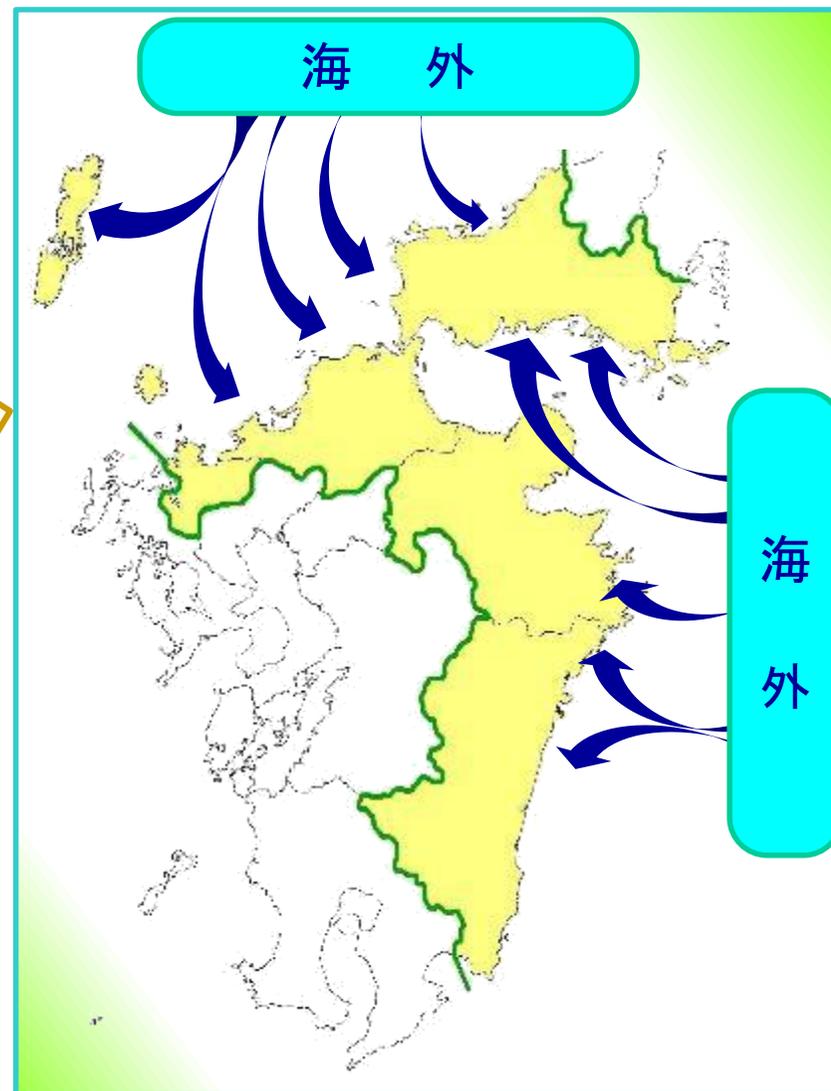
つまり、貨物は任意の場所に置かれ、貨物の抜き取り、すり替えなどの不正行為が容易となる。

◆ 不正薬物・銃器等の効率的・効果的な取締り、適正な申告・徴税の確保が困難となる。

不正薬物・銃器等の国内流入

### 公益性の損失！

- ◆ 国民生活の安全・健康の維持
- ◆ 国際的な平和維持・環境保護等



# 8 保税地域の役割 ②

貨物の保税地域への集中  
貨物を税関の監督下の保税地域に  
置いて管理することが効果的

不正薬物等の水際阻止！

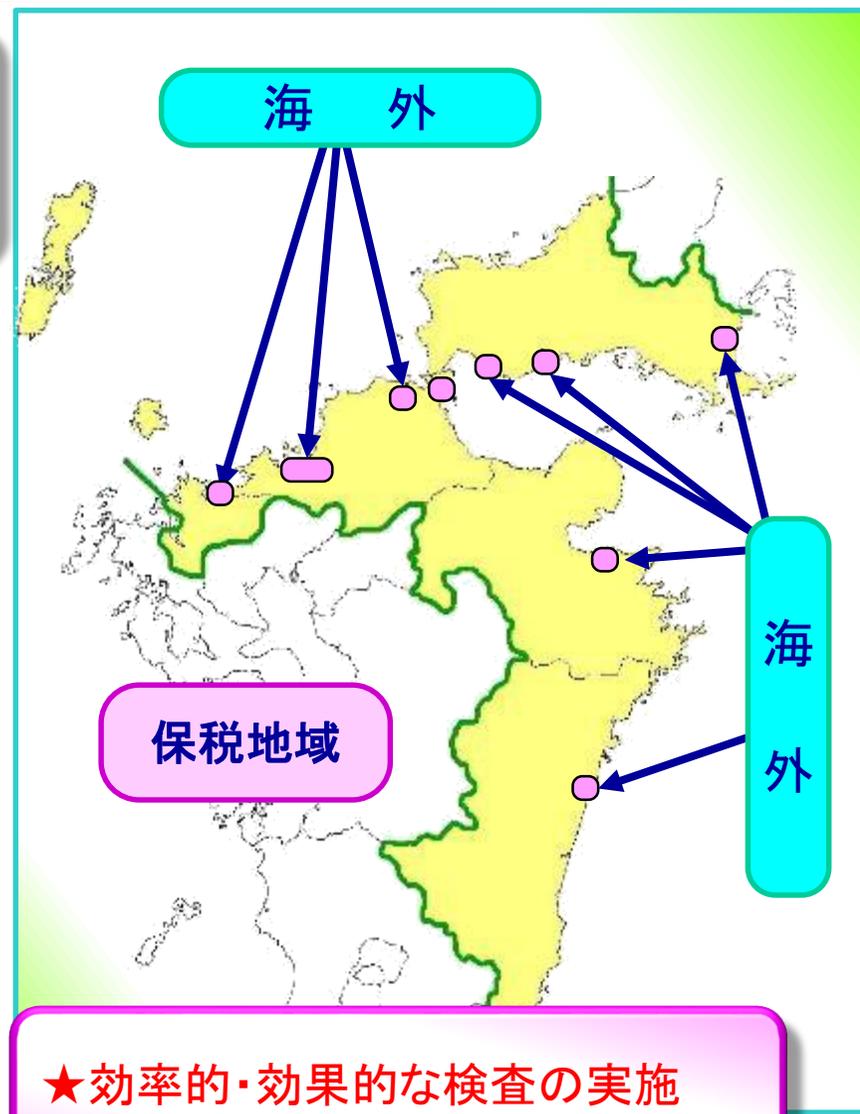
レーザーマシン内に隠匿された  
覚醒剤を摘発

香港来海上貨物のレーザーマシン内に隠匿された覚醒剤約297キログラムを摘発しました。



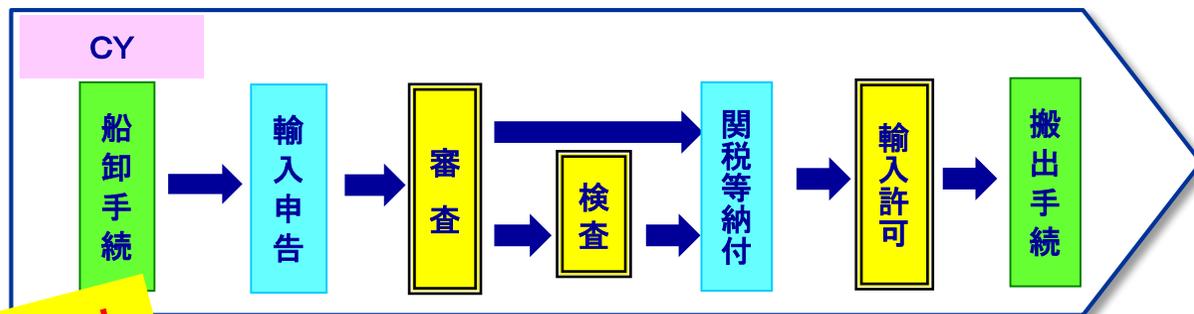
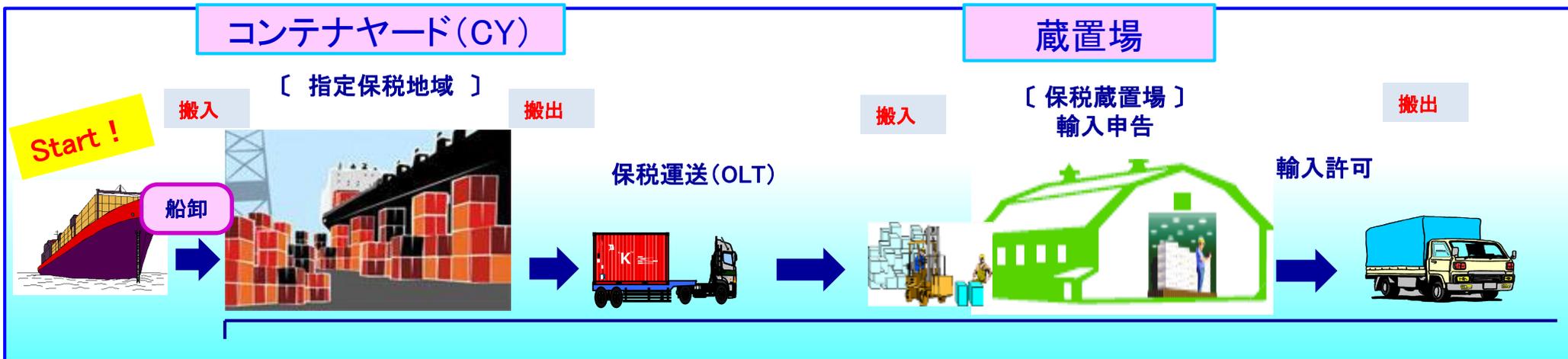
(令和3年4月、横浜税関)

マレーシアから到着した航空貨物（コーヒー袋・乾燥剤）に隠匿された覚醒剤約2kgを摘発した。  
(令和4年5月・大阪税関)

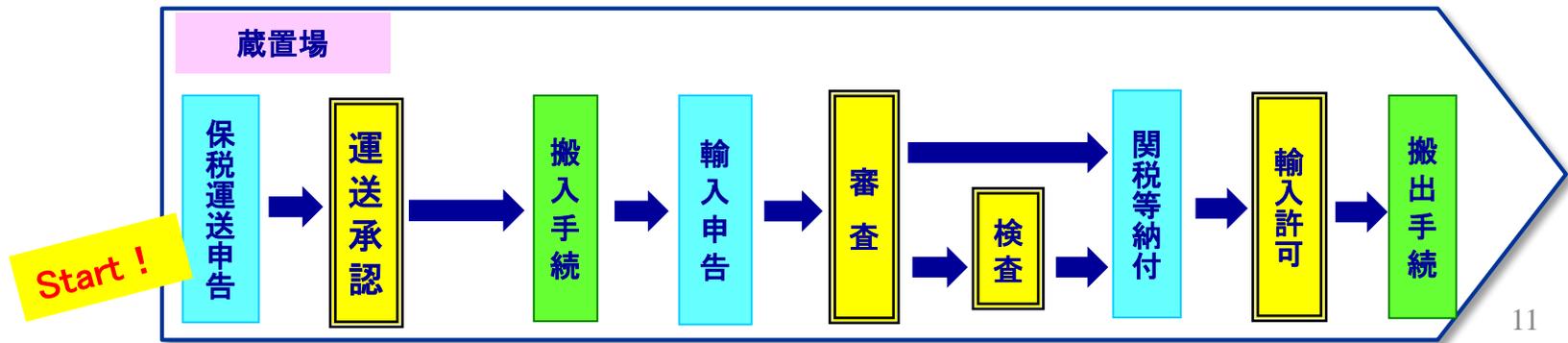


★効率的・効果的な検査の実施  
★輸入貨物に係る関税債権の確保

# 9 貨物の流れ(輸入コンテナ貨物)



- 凡例)
- 緑色 ⇒ 倉主(オペレータ、蔵置場)
  - 水色 ⇒ 通関業者
  - 黄色 ⇒ 税関



# 10 見本の一時持出

## ◎ 見本の一時的持出し

課税上問題がなく、かつ、少量のもの

保税地域から、外国貨物を **見本** として一時持ち出そうとする場合には、税関長の許可を受けなければならない（法第32条）。

CY

〔指定保税地域〕  
〔コンテナヤード〕



蔵置場

〔保税蔵置場〕



NACCS  
⇒ MHO  
見本持出確認登録



【通関業者】

見本持出  
許可申請書

許可



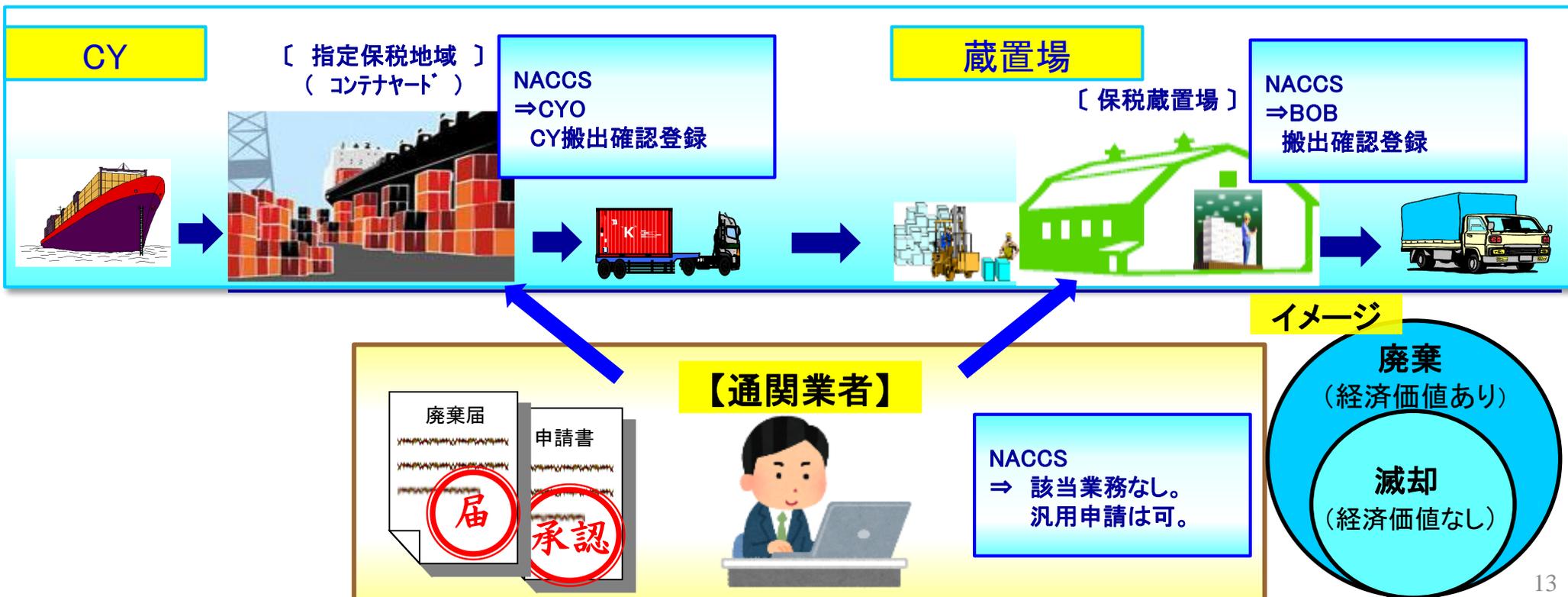
NACCS  
⇒ MHA  
見本持出許可申請

# 11 廃棄と減却

## ◎ 廃棄

保税地域にある外国貨物が、腐敗、変質等により輸入できなくなり廃棄する場合、あるいは他法令の規定による輸入の許可、承認等を取得することができず廃棄せざるを得ないような場合には、**あらかじめ** その旨を税関に届け出なければならない（法第34条）。

ただし、**税関長の減却の承認**を受けている場合には、届出義務は免除される。（同条ただし書）。



# 12 貨物の取扱い

## ◎ 取扱い

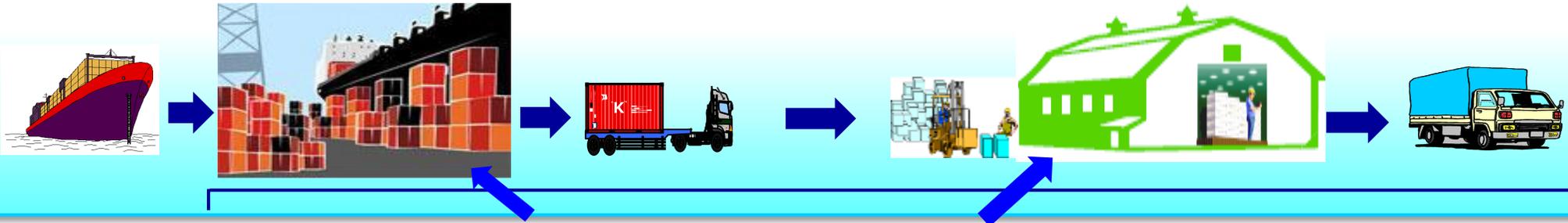
- 保税地域にある外国貨物について、内容の点検、改装、仕分けその他の手入れをすることができる（法第40条第1項）。⇒倉主の記帳で足りる。
- 保税地域にある外国貨物について、**見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為**を行う場合には、事前に **税関長の許可** を受ける必要がある。（法第40条第2項）

CY

蔵置場

〔 指定保税地域 〕  
〔 コンテナヤード 〕

〔 保税蔵置場 〕



申請書

許可

【通関業者】



◆内容点検等

NACCS  
⇒ SHN(内容点検)、  
SHS(仕分け)他

◆簡単な加工等

NACCS  
⇒ CHD  
貨物取扱許可申請

※内容点検等は倉主でも登録可能のため、連携して対応願います。  
簡単な加工等は事前に税関へ相談願います。

# 13 保税運送

## ◎保税運送

外国貨物（郵便物、特例輸出貨物及び政令で定める貨物を除く。）を運送しようとする者は、**税関長に申告し、その承認を受けて** 開港、税関空港、保税地域、税関官署及び他所蔵置場所相互間に限り **外国貨物のままで運送することができる**（関税法第63条）

CY

〔指定保税地域〕  
（コンテナヤード）

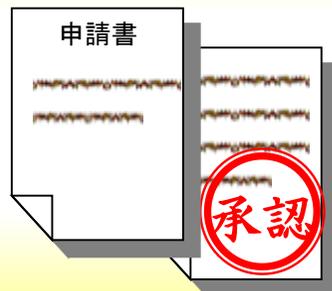


蔵置場

〔保税蔵置場〕



【通関業者】



NACCS  
⇒ OLC  
保税運送申告

## ◎許可面積の増減及び工事

保税蔵置場の許可を受けた者は、当該保税蔵置場の貨物の収容能力を増加し、若しくは減少し、又はその改築、移転その他の工事をしようとするときは、**あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。**（関税法第44条）

〔保税蔵置場〕



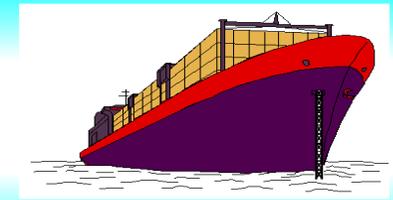
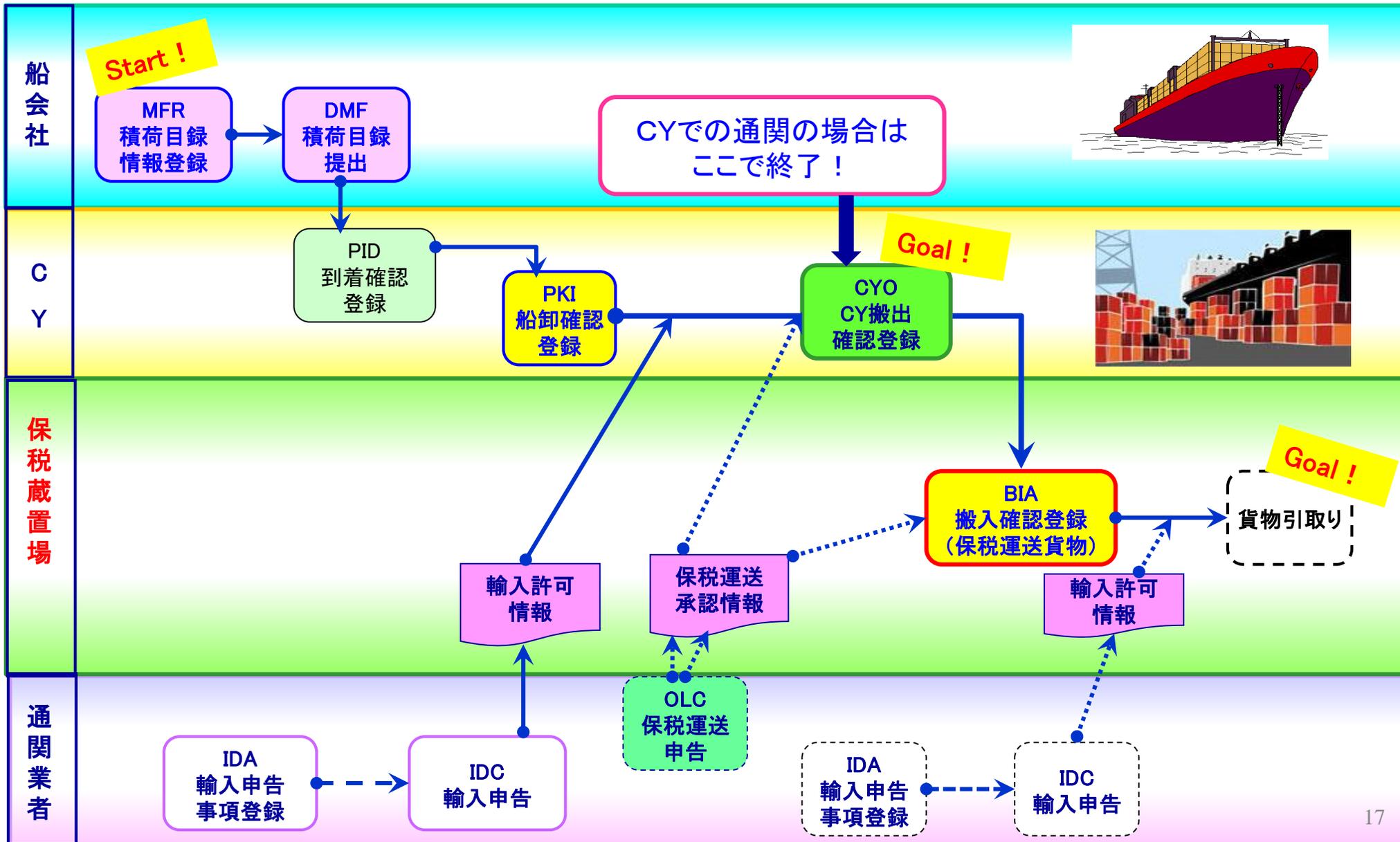
- ・面積の変更
- ・工事

【保税蔵置場】

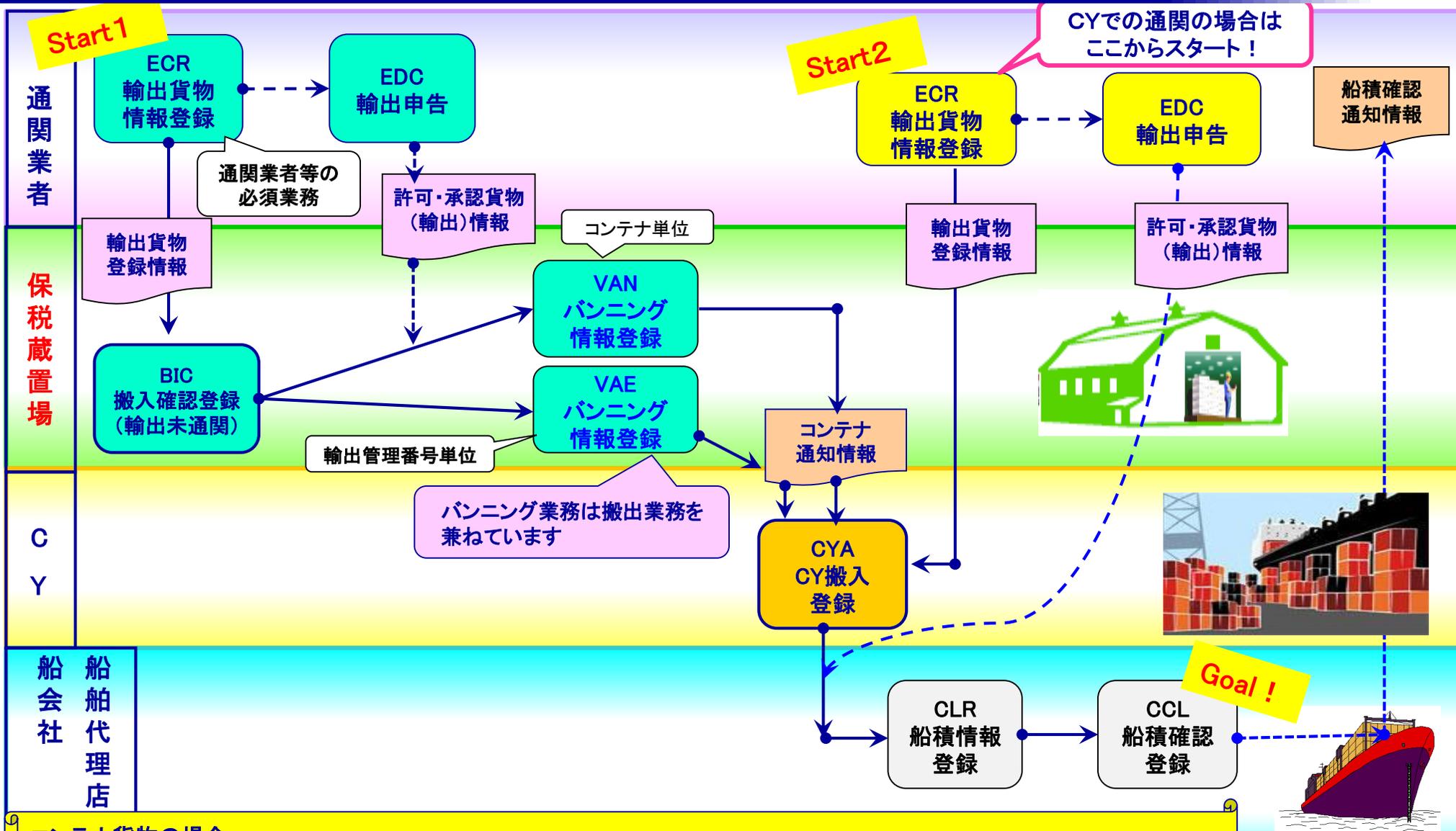


貨物収容能力増減等の届

# 15 NACCCS業務(輸入コンテナ貨物)

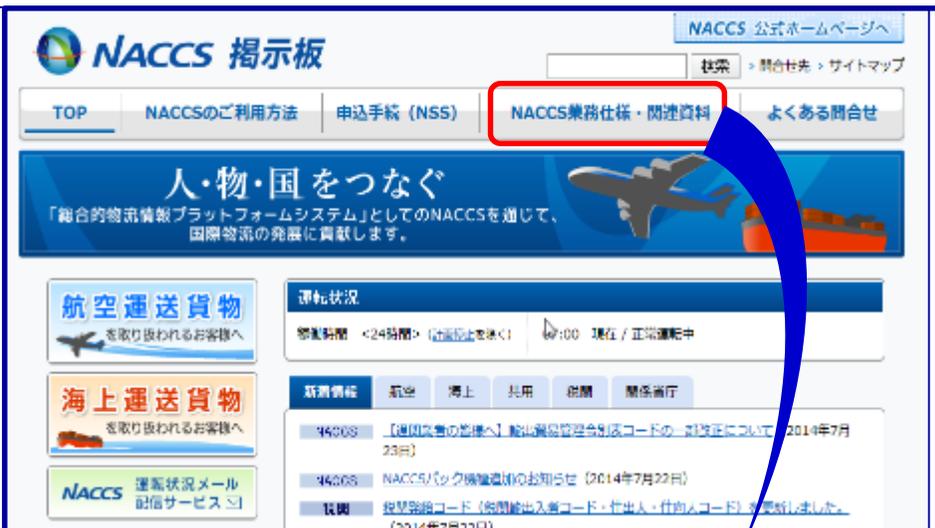


# 16 NACCS業務(輸出コンテナ貨物)



コンテナ貨物の場合  
VAN/VAE(バンニング情報登録)業務は、輸出貨物とコンテナを関連付ける重要な業務であり、必須業務となります。

# 17 NACCS揭示板



NACCS 揭示板

TOP NACCSのご利用方法 申込手続 (NSS) **NACCS業務仕様・関連資料** よくある問合せ

人・物・国をつなぐ  
「総合的物流情報プラットフォームシステム」としてのNACCSを通じて、  
国際物流の発展に貢献します。

航空運送貨物  
海上運送貨物

運送状況  
取寄情報



NACCS 揭示板

TOP > NACCS業務仕様・関連資料 > 業務仕様書・講習会資料

## NACCS業務仕様・関連資料

業務仕様書 > **業務仕様書**

業務コード集

航空業務上ラ メッセージ 集

海上業務エラーメッセージ集

仕様書一覧

EDI仕様書

航空北米通関料金別

**海上業務講習会資料**

電算関係税関受取

検索

> 0-0	> M	> 航空関連会社仕様書
> A	> N	> コーポレート
> B	> O	> 入出港設備仕様書
> C	> P	> 輸出通関業務
> D	> Q	> 輸入通関業務
> E	> R	> 輸出入共通業務
> F	> S	> オンライン受取共通業務

## Sea-NACCS業務講習会資料

### 業務資料 海上編

項目	資料	更新履歴
入出港業務	<a href="#">入出港 (7.76MBytes)</a>	2016/08 (116KBytes)
	<a href="#">船会社用 船舶受委託関係のNACCS登録業務説 (677KBytes)</a>	2016/08 (72.9KBytes)
	<a href="#">港湾手続 (4.39MBytes)</a>	2016/08 (45.9KBytes)
通関業務	<a href="#">輸出通関 (5.25MBytes)</a> この資料は (通関業会主催) NACCS講習会に使用しています	2016/08 (167KBytes)
	<a href="#">輸入通関 (6.07MBytes)</a> この資料は (通関業会主催) NACCS講習会に使用しています	2016/08 (192KBytes)
通関関連業務 海上・航空 共通資料	<a href="#">関税等修正申告 (1.97MBytes)</a>	2016/08 (70.5KBytes)
	<a href="#">関税等更正請求 (2.15MBytes)</a>	2016/08 (61.1KBytes)
	<a href="#">当初輸入申告情報呼出し (1.38MBytes)</a>	2016/08 (79.6KBytes)
	<a href="#">時間外届出 (975KBytes)</a>	2016/08 (57.2KBytes)
	<a href="#">申告添付 (2.16MBytes)</a>	2016/08 (84.5KBytes)
保税業務	<a href="#">保税 (4.85MBytes)</a> この資料は (保税会主催) NACCS講習会に使用しています	2016/08 (180KBytes)
CY・船舶代理店業務	<a href="#">CY・船舶代理店 (2.09MBytes)</a>	2016/08 (101KBytes)

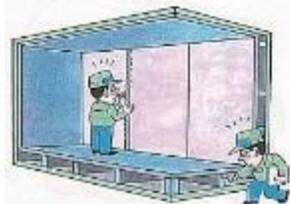
# 18 税関への情報提供について

## ○ 情報提供の事例

あなたの回りにこんな貨物や問い合わせがありませんか・・・？

### 【外見が不自然な貨物】

- (1) 異常に嚴重な梱包がされている貨物
- (2) 開梱された形跡のある貨物
- (3) 同種の貨物で重量、寸法が異なる貨物
- (4) ケース番号、マークの色、書き方が他と異なっている貨物
- (5) 珍しい記号、目印のある貨物



### 【不自然なコンテナ】

- (1) シールが破損・改造等異常な場合
- (2) ペンキ、溶接跡が不自然である
- (3) 修繕・加工がされており、素人工事である
- (4) 天井、壁がベニア・鉄板で覆われている
- (5) 外壁に不審な加工がされている

### 【配送先が不自然】

- (1) 急な配送先の変更
- (2) 特定の貨物について配送を急ぐ
- (3) 貨物を駐車場、アパート、ホテル、私設私書箱へ配送させる



### 【不自然な問い合わせ】

- (1) 輸入名義人以外からの問い合わせ
- (2) 特定貨物について頻繁な問い合わせ
- (3) 身分を明かさないうでの問い合わせ
- (4) 連絡が一方的で、相手の連絡先が不明



### 【通関依頼が不自然】

- (1) 通関を異常に急いでいる
- (2) 暴力団らしき者からの依頼
- (3) 蔵置場所、名義者が転々としている
- (4) 一見の客と思われる者からの依頼
- (5) 内容点検、税関検査に異常な指示・注文がある

### 【取引形態が不自然】

- (1) 荷主以外からの保管料等の支払い
- (2) 仕出地、中継地等のルートが不自然

**搬出入・蔵置中の貨物、何かおかしいと感じたら、些細なことでも直ちに責任者に伝え、税関へ連絡を！**

ご清聴ありがとうございました。  
引き続き税関行政へのご理解ご協力を宜しくお願いいたします。

門司税関管内においては皆様のご協力をいただき、今後とも、保税制度の円滑な利用促進を進めていきたいと考えておりますので、ご不明な点などがあれば、いつでもお気軽にお問い合わせください。

門司税関監視部保税地域監督官

TEL : 050-3530-8387

E-mail : moji-hozei@customs.go.jp

また、「いつもと違う」など不審に思うことがございましたら、どんなことでも結構ですので、ご連絡ください。